



厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表
平成24年9月28日

【照会先】
労働基準部健康安全課
課長 稲毛 健一
労働衛生専門官 南 隆功
電話：098（868）4402

熱中症など「物理的要因による業務上疾病」の割合が前年比8.2ポイント増

ー平成23年の業務上疾病の発生状況等についてー

沖縄労働局（局長 川口秀人）は、「労働者死傷病報告」※1に基づき、県内における平成23年の業務上疾病※2発生状況を取りまとめました。

その結果、業務上疾病発生件数は79件と前年より9件減少したものの、過去5年間では3番目に多い結果となりました。これを傷病分類別にみると、「災害性腰痛」が56件、全体の70.9%（前年比5.0ポイント増）と最も高い割合を占めた（図1、表1）ほか、熱中症など「物理的要因による疾病」が11件、全体の13.9%を占め、前年より全体に占める割合が8.2ポイント増加しました（図2、表1）。

また、本年8月には、屋内で作業を行っていた労働者が熱中症で死亡する災害が発生しており、屋内外での作業を問わず、引き続き注意が必要です。

沖縄労働局では、10月1日から7日までを「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」をスローガンに、「平成24年度全国労働衛生週間」を展開することとしておりますが、同週間中に各職場での作業場巡視や講習会の開催など様々な取組を促進するため、9月に県内5か所の労働基準監督署と労働災害防止団体が連携して労働衛生推進大会を開催し、事業場等へ労働衛生管理活動の推進を促したところです。

このほか、沖縄労働局では、10月16日に開催する「沖縄県産業安全衛生大会」や、10月22日に発足させる「産業保健推進協議会」等の場で労働安全衛生意識の高揚を図ることとしております。また、業務上疾病防止対策として、第3次産業を中心に「職場における腰痛対策」に関する集団指導や個別指導を実施するとともに、説明会等の機会を捉えて「職場における腰痛対策指針」の周知を図るなど、様々な取組を進めてまいります。

※1. 労働者死傷病報告とは、労働者が就業中に死亡又は休業（4日以上）したときに、事業者が所轄労働基準監督署へ行うことが義務づけられている報告です。

※2. 業務上疾病とは、労働災害のうち負傷を除くものであり、負傷に起因する疾病（腰痛等）、物理的因子による疾病（熱中症等）、じん肺等が該当します。

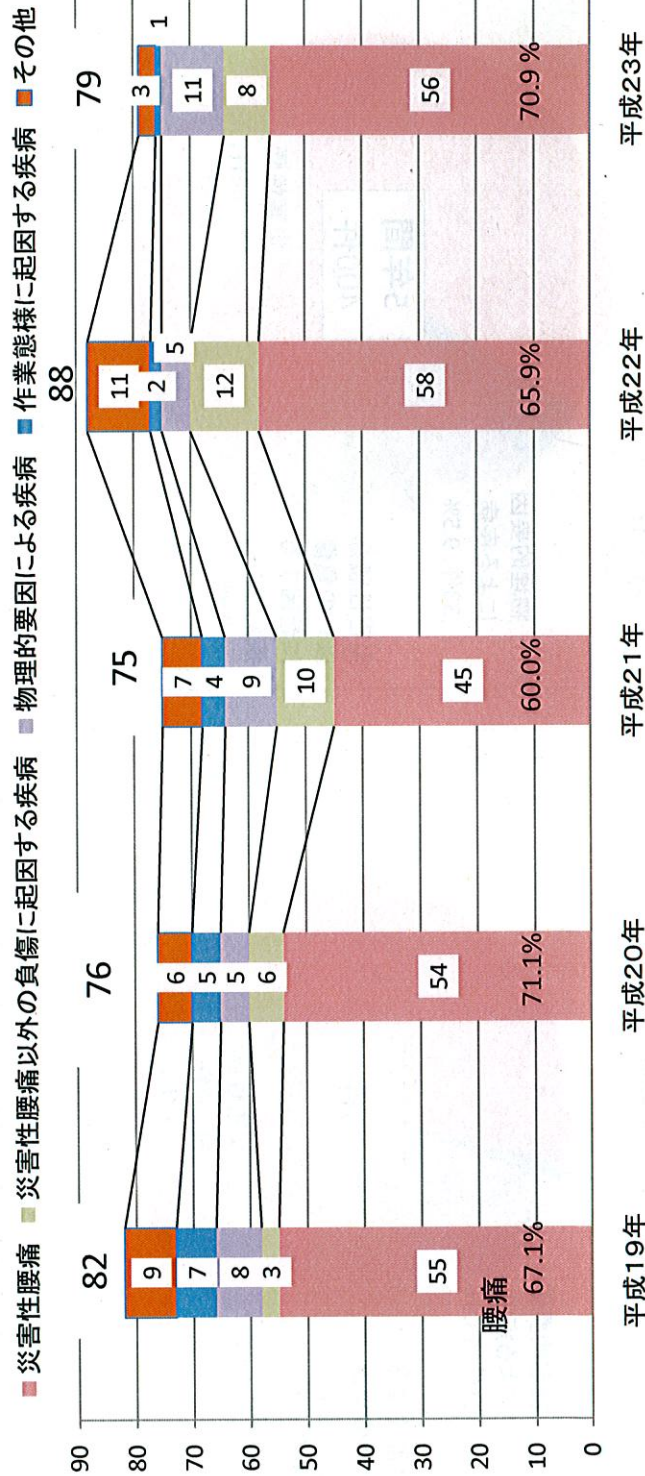
〔添付資料〕

- ① 沖縄県における業務上疾病発生状況（図1～図9）
- ② 平成23年業務上疾病発生状況（表1）
- ③ 第63回全国労働衛生週間 リーフレット



沖縄県内における業務上疾病発生状況

図1 「傷病分類別」発生状況の推移



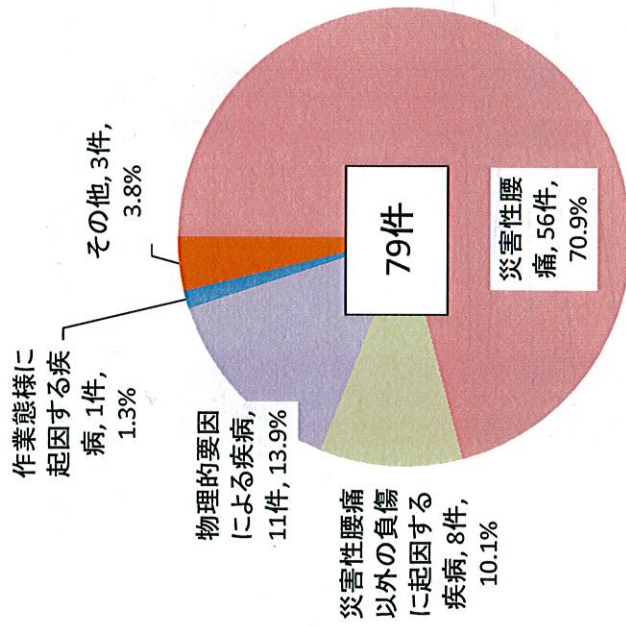
「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したものの。

解説

- ※ 平成23年の県内の業務上疾病は、79件（前年比9件減）で過去5年では3番目に多い。
- ※ 平成23年の「災害性腰痛」は56件、全体の70.9%（前年比5.0ポイント増）、物理的要因による疾病が11件、全体の13.9%（前年比8.2ポイント増）の順である。
- ※ 傷病分類について
 - (1) 「負傷に起因する疾病」には、腰痛、細菌感染、気胸、ハブ咬傷等が含まれます。
 - (2) 「物理的要因による疾病」には、熱中症、潜水病、騒音性難聴、鼻腔や耳管の炎症等が含まれます。
 - (3) 「作業態様に起因する疾病」には、頸肩腕症候群、重激業務による運動器疾患等が含まれます。
 - (4) 「その他」には、病原体による疾病、化学物質による中毒等が含まれます。

沖縄県内における業務上疾病発生状況

図2 平成23年「傷病分類別」発生状況(件数、%)



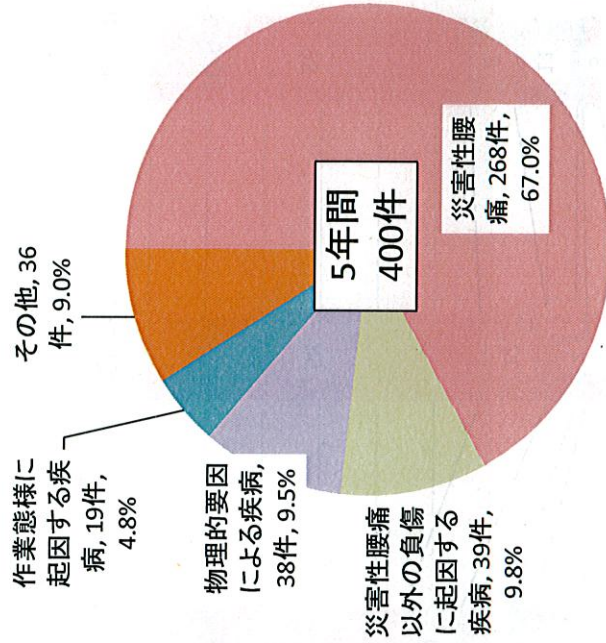
「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したものの。

解説

※ 図2 平成23年の「災害性腰痛」は56件、全体の70.9%(前年比5.0ポイント増)、物理的要因による疾病が11件、全体の13.9%(前年比8.2ポイント増)の順である。

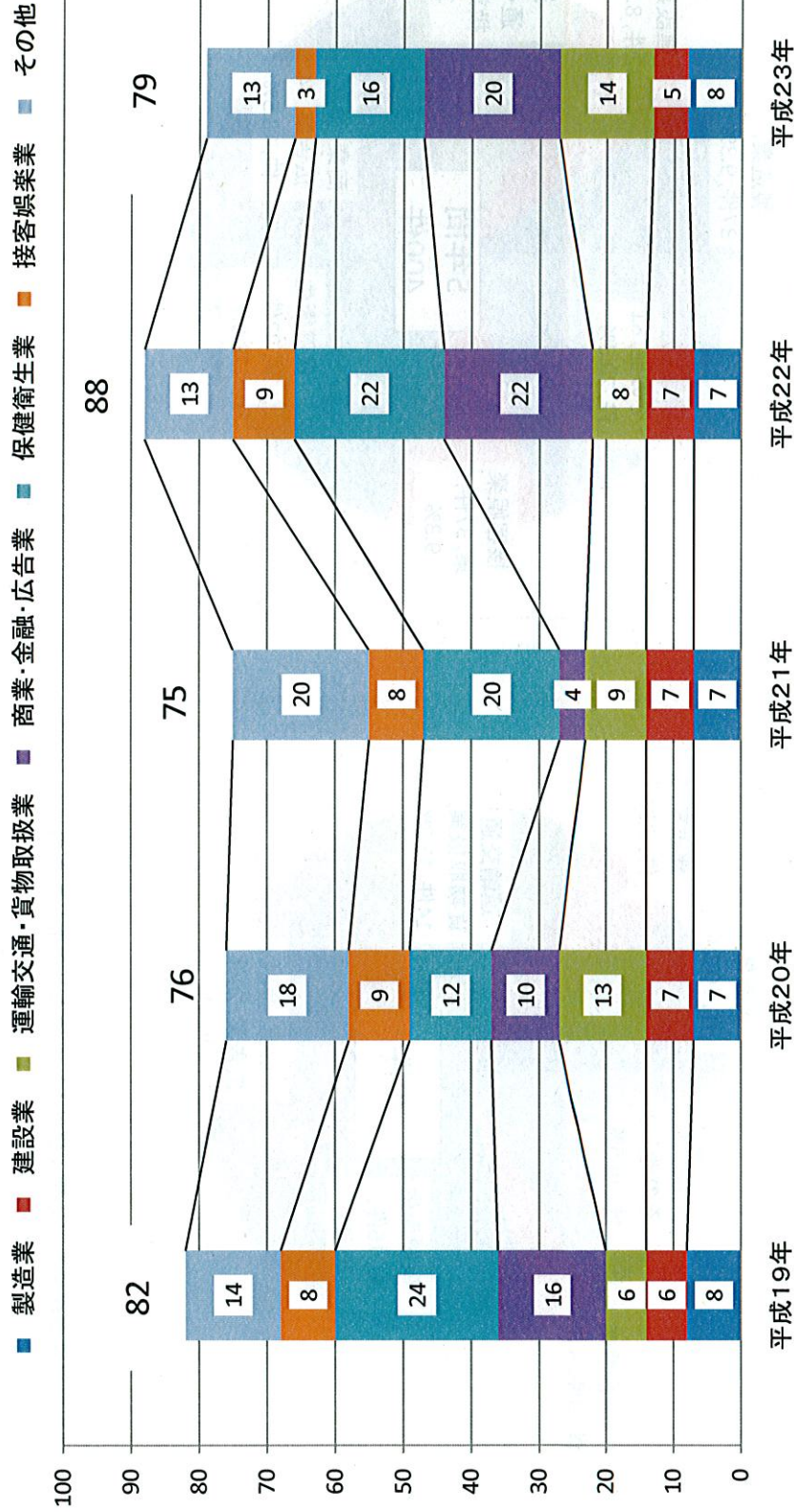
※ 図3 過去5年間の状況をみると、疾病全体の400件のうち「災害性腰痛」が268件、67.0%と最も多い。

図3 平成19年～平成23年「傷病分類別」発生状況(件数、%)



沖縄県内における業務上疾病発生状況

図4 「業種別」疾病発生状況(件数)



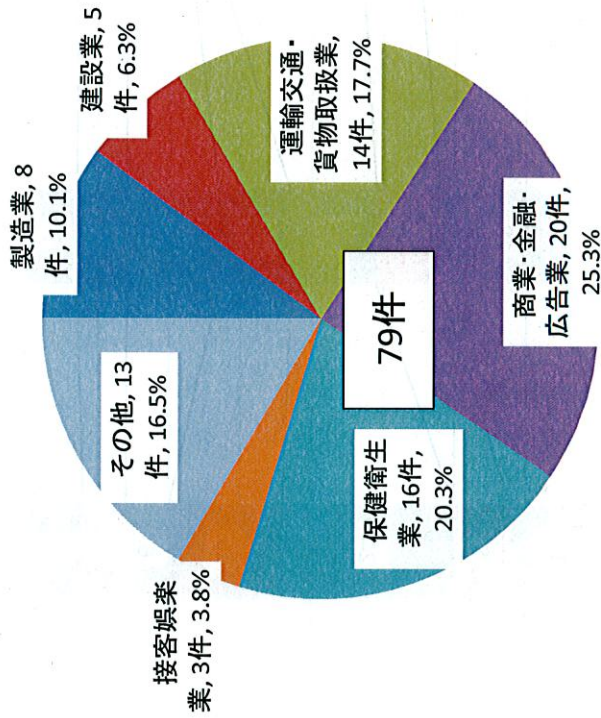
「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したものである。

解説

※ 平成23年の業種別では、第三次産業(運輸交通・貨物取扱業の除く)が56件、49.4%と多く、そのうち「商業・金融・広告業」が20件、25.3%、「保健衛生業」が16件、20.3%の順である。

沖繩県内における業務上疾病発生状況

図5 平成23年「業種別」発生状況
(件数、%)



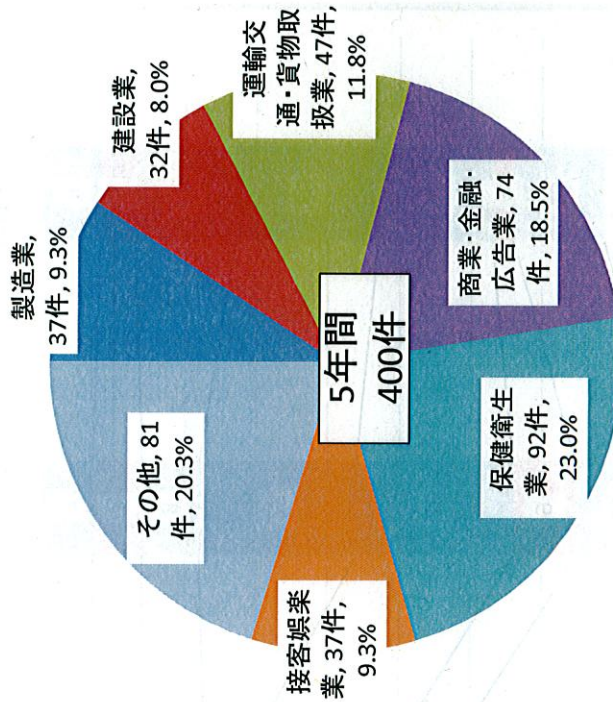
「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したもの。

解説

※ 図5 平成23年の業種別では、第三次産業(運輸交通・貨物取扱業の除く)が56件、49.4%と多く、そのうち「商業・金融・広告業」が20件、25.3%、「保健衛生業」が16件、20.3%の順である。

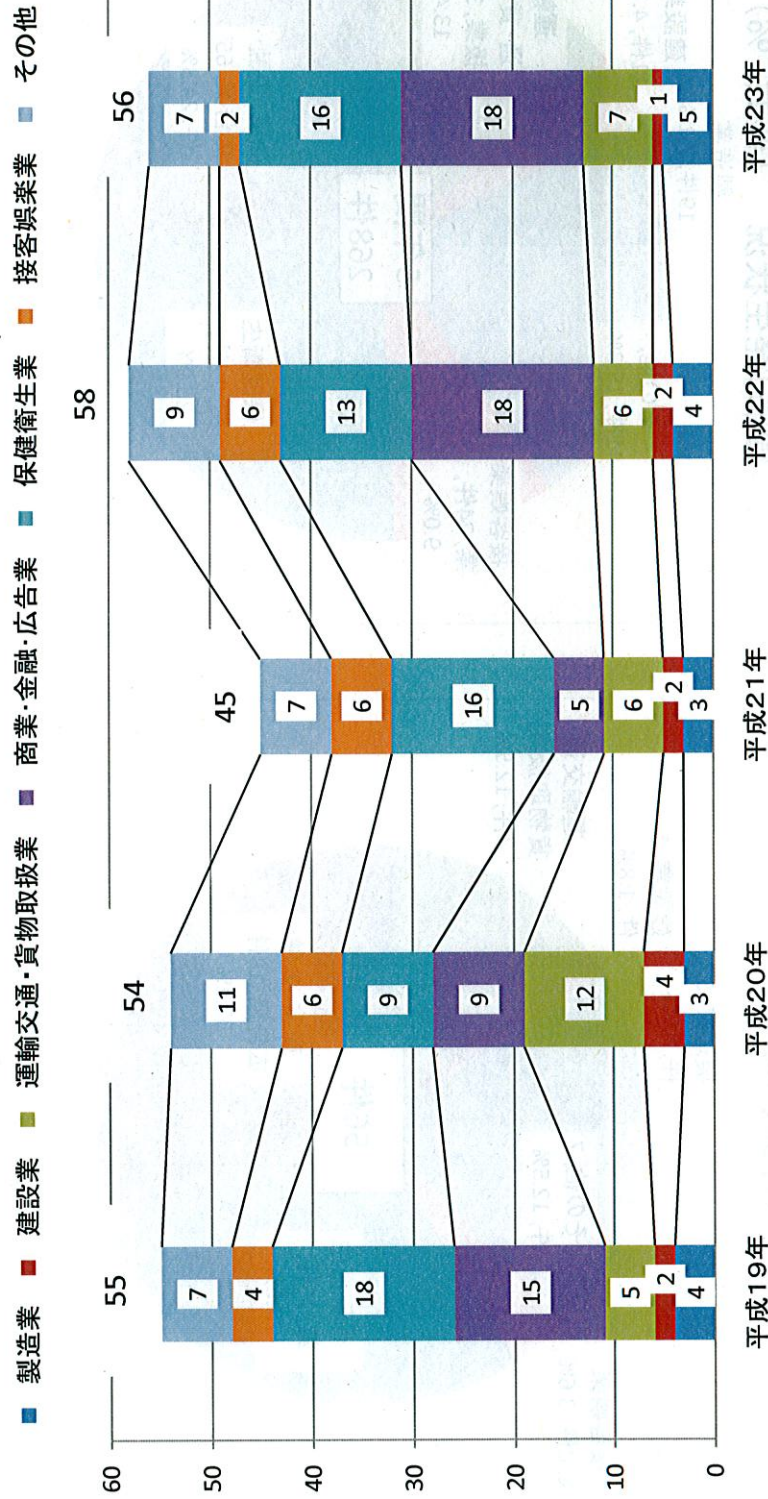
※ 図6 過去5年間の状況をみると、疾病全体の400件のうち第三次産業(運輸交通・貨物取扱業の除く)が203件、50.8%であり、「保健衛生業」が92件、23.0%、「商業・金融・広告業」が74件、18.5%の順である。

図6 平成19年～平成23年「業種別」発生状況(件数、%)



沖縄県内における業務上疾病発生状況

図7 「災害性腰痛」の発生状況（件数）



「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したものです。

解説

※ 過去5年間でみると、50件前後で推移しており、第三次産業(運輸交通・貨物取扱業の除く)が過半数を占める。

沖縄県内における業務上疾病発生状況

図8 平成23年「災害性腰痛」発生状況
(件数、%)

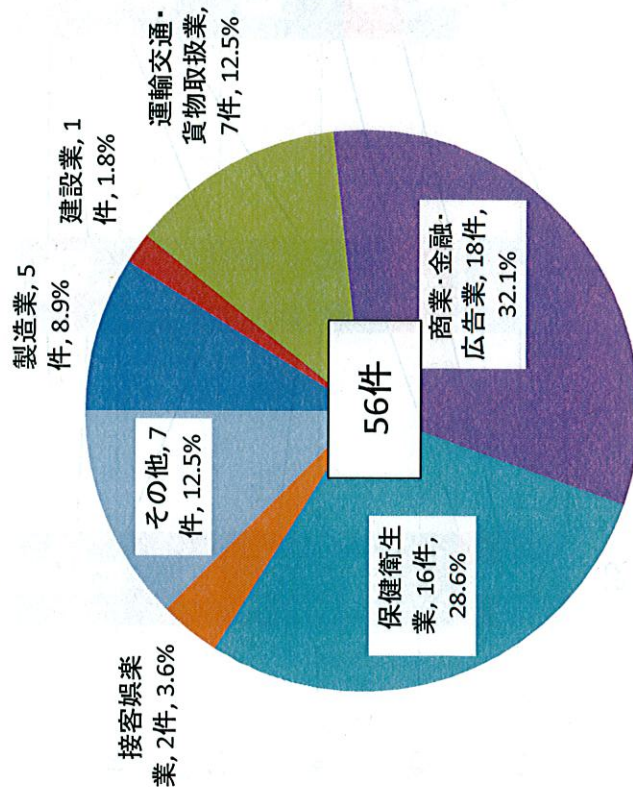
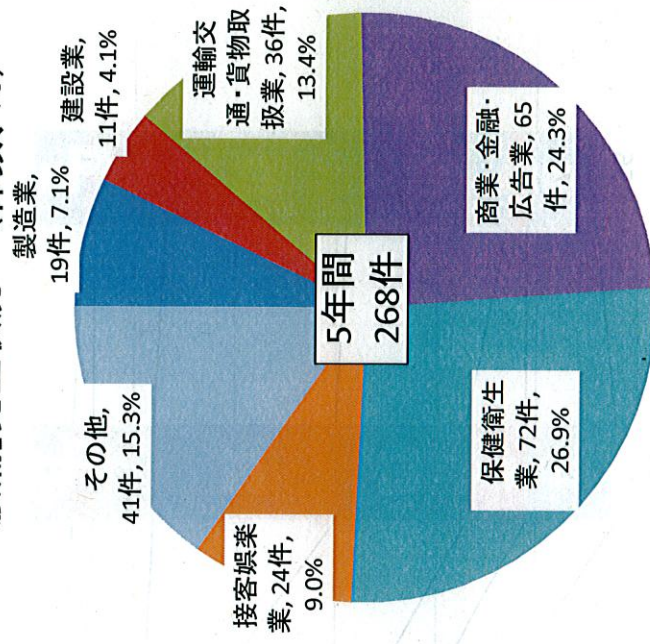


図9 平成19年～平成23年「災害性腰痛」発生状況
(件数、%)



「労働者死傷病報告（休業4日以上）」により作成したもの。

※
解説

図9 過去5年間の「災害性腰痛」の業種別の状況をみると第三次産業(運輸交通・貨物取扱業の除く)が161件、60.1%であり、「保健衛生業」が72件、26.9%、「商業・金融・広告業」が65件、24.3%の順である。

表 1 平成 23 年 業務上疾病発生状況

沖縄労働局

	負傷に起因する疾病		物理的要因による疾患				作業態様に起因する疾患	化学物質による疾病(がんを除く)中毒等	じん肺及びじん肺合併症	病原体による疾病	「業種別」合計	業種ごと の疾病に占める「腰痛」 の割合
	災害性腰痛	災害性腰痛以外	異常気圧下における疾病	異常温度条件による疾病	騒音による耳の疾病	その他						
製造業	5	1					1		1		8	10.1%
建設業	1	2		2							5	6.3%
運輸交通・貨物取扱業	7		2	1		4					14	17.7%
小計	13	3	2	3		4	1		1		27	34.2%
商業・金融・広告業	18	2									20	25.3%
保健衛生業	16										16	20.3%
接客娯楽業	2									1	3	3.8%
小計	36	2							1		39	49.4%
その他	7	3		1	1						13	16.5%
「傷病分類別」合計	56	8	2	4	1	4	1	1	1	1	79	100%
「傷病分類別」割合	70.9%	10.1%	2.5%	5.1%	1.3%	5.1%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	100%	

「労働者死傷病報告(休業4日以上)」により作成したもの。

解説

- ※ 平成23年の県内の業務上疾病は、79件。
- ※ 平成23年の業種別では、第三次産業(運輸交通・貨物取扱業の除く)が56件、49.4%と多く、そのうち「商業・金融・広告業」が20件、25.3%、「保健衛生業」が16件、20.3%の順である。
- ※ 平成23年の「災害性腰痛」は56件、全体の70.9%、物理的要因による疾病が11件、全体の13.9%の順である。
- ※ 傷病分類について

- (1) 「負傷に起因する疾病」には、腰痛、細菌感染、気胸、ハブ咬傷等が含まれます。
- (2) 「物理的要因による疾病」には、熱中症、潜水病、騒音性難聴、鼻腔や耳管の炎症等が含まれます。
- (3) 「作業態様に起因する疾病」には、頸肩腕症候群、重激業務による運動器疾患等が含まれます。
- (4) 「その他」には、病原体による疾病、化学物質による中毒等が含まれます。

Value	50' 00"
10' 00"	23' 00"
20' 00"	35' 00"
30' 00"	48' 12"
40' 00"	60' 00"
50' 00"	70' 00"
60' 00"	80' 00"
70' 00"	85' 00"

10' 00" 23' 00"
 20' 00" 35' 00"
 30' 00" 48' 12"
 40' 00" 60' 00"
 50' 00" 70' 00"
 60' 00" 80' 00"
 70' 00" 85' 00"

0.000000

第63回全国労働衛生週間

期間：平成24年10月1日～7日
(準備期間：平成24年9月1日～30日)

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施している取り組みです。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催などを展開します。

スローガン

心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理

第63回となる平成24年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

今年5月に一般公募を行い、377作品の応募作品の中から選考、決定しました。

♥働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

こころの耳



厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

「こころ耳」の主なコンテンツ

- 1 事業者に対し、メンタルヘルス対策の基礎知識、職場環境改善のための参考事例、各種支援・助成制度などの紹介
- 2 産業医等の産業保健スタッフに対し、事業場の取り組み事例や研修会などの紹介
- 3 職場の人間関係などに悩む方やそのご家族に対し、専門の相談機関や医療機関、メンタルヘルスや過労死に関する基礎知識、救済制度（セーフティネット）などの紹介

◆メール相談サービスも行っていますので、ご利用ください。

アクセスはこちら→ <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



こころの耳

検索



主唱 厚生労働省 中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 林業木材製造業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会

事業場の実施事項（詳しくは「全国労働衛生週間実施要綱」をご覧ください）

（１）全国労働衛生週間中に実施する事項

ア	事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
イ	労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
ウ	労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ	有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ	労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

（２）準備期間中に実施する事項 下記の事項について日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図ります。

ア	労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進	ス	騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
イ	過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進	セ	振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
ウ	労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化	ソ	VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
エ	作業環境管理の推進	タ	化学物質の管理の推進
オ	作業管理の推進	チ	化学物質の管理の推進
カ	健康管理の推進	ツ	心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
ク	職場における受動喫煙防止対策の推進	テ	快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
ケ	粉じん障害防止対策の徹底	ト	職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取り組みの促進
コ	職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進	ナ	職場におけるエイズ問題に関する理解と取り組みの促進
サ	熱中症予防対策の徹底	ニ	東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進
シ	電離放射線障害防止対策の徹底		

労働衛生に関する各種支援事業や情報提供サイトをご利用ください。

受動喫煙防止対策に関する支援事業 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するため、以下の支援を行っています。

- ①職場の受動喫煙防止対策の行い方、喫煙室の新設や改修など、技術的な内容についての専門家による電話相談、実地指導（相談料は無料、相談ダイヤル：050-3537-0777）
- ②職場におけるたばこ煙濃度、喫煙室の換気の状態を把握するための測定機器の貸し出し（測定機器の送料のみ負担、FAXまたはインターネットにより申し込み。問い合わせ先：03-5625-4296）
- ③喫煙室の設置などに必要な経費の一部助成（飲食店、旅館等を営む中小企業事業主のみ対象。助成率1/4、最大200万円。申請先：都道府県労働局健康安全課または健康課）

メンタルヘルス対策支援センター

<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html/>

厚生労働省では各都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置して、メンタルヘルスに関する事業者の取り組みを支援しています。センターでは、総合的な相談対応、個別事業場への訪問支援など、メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、職場復帰支援に至るまで、さまざまな支援を実施しています。

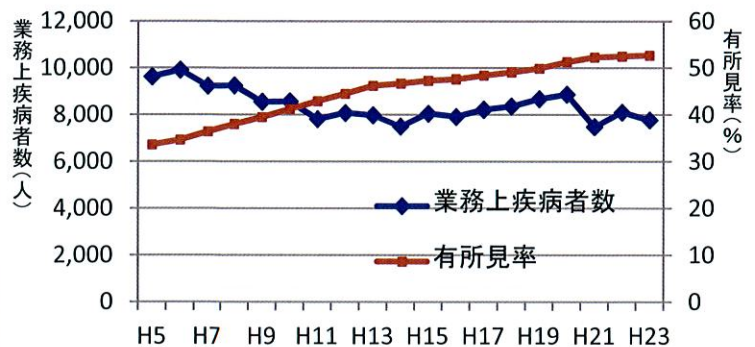
産業保健推進センター・地域産業保健センター

産業保健推進センターでは、産業医等の産業保健関係者への専門的相談、研修などを実施しています。詳細については、都道府県産業保健推進センターまたは都道府県労働局にお問い合わせください。
また、労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象に、地域の医療機関や事業場を訪問して、健康相談の実施などの産業保健サービスを行っています。各サービスの利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申し込みが必要ですので、最寄りの都道府県労働局（健康課または健康安全課）にお問い合わせください。

職場における化学物質管理について

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報、化学物質に関するリスク評価、がん原性試験結果に関する指針対象物質などについては、「職場のあんぜんサイト」の「化学物質」のページをご参照ください。
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

労働衛生の現状（業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移）



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告等に関する統計結果は厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計」に公表しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>

職場における労働衛生対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

職場における熱中症予防、腰痛予防などについての情報は、厚生労働省ホームページ「労働基準」からアクセスしてください。